

特集

変貌するか医療法人

わが国において病院の開設主体は国から個人まで 20 数種類あると言われている。9,200 を超える病院の中でも最も多数を占める開設主体が医療法人である。医療法による医療法人は、持分のある社団と寄付行為による財団、そして最近、特別医療法人が加えられた。さらに、租税特別措置法に定められた特定医療法人もある。

昭和 25 年の医療法人制度設立時には旧厚生省が中心となり医業を主たる事業とする法人のあり方を議論し、医療の持つ公共の利益のためにという社会性を重視し、それを開設主体である医療法人の性格とした。しかし一方、旧大蔵省を中心として、当時、民法上の公益法人による事業の課税問題が検討されていて、医療そのものが営利事業という位置づけがなされていた。言い換えれば、今日の医療法人の矛盾の端はこの二つの違い、開設主体そのものの性格とその組織が行う事業の性格という異なったものを同一に扱ったことに発している。

今日、停滞する日本経済の再建を主な理由として様々な分野で構造改革が進められている。医療も例外ではないが、その中の課題の一つとして、再度、開設主体のあり方が問われている。株式会社の病院経営への参入がその例であるが、本来は開設主体の名称が問題なのではなく、その法人がどのような事業、行為を行うかが議論の対象とならなければならない。また、会計制度や機能評価を同一基準で行い、他と比較し得る環境作りをすることが重要である。さらに、開設主体間で制度上の取り扱いに違いがあることは極めて問題である。それは補助金のあり方、税制上の取り扱い、人員の確保、不動産の取得のあり方などである。医療も地域内で医療機関同士、医師同士が公正な競争を行い、地域の人々の期待に応え、地域の人から選ばれることが大切である。そのためには、地域の人を選ぶ材料として必要な情報が適切に普及することが前提である。

従来、医療法人制度は直接の関係者の中で極めて閉鎖的な議論がなされてきただけである。医療は人々の社会生活にとって日常的なものとなり、どの人にとっても必要不可欠な社会要素である。今回の特集では医療を利用する人の立場でもわかりやすい医療を担う法人のあるべき姿としての医療法人制度を探ってみる。

(河北 博文)